

第二長寿園指定通所介護（指定介護予防通所介護又は指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業）事業運営規程

（事業の目的）

- 第 1 条 社会福祉法人長寿会が開設する第二長寿園指定通所介護（指定介護予防通所介護又は指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業）事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護（指定介護予防通所介護又は指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業）の事業（以下「事業」という。）は適正な運営を確立するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 通所介護の目的及び運営方針は、次の各号による。
- 一 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
 - 二 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 2 介護予防通所介護の目的及び運営方針は、次の各号による。
- 一 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
 - 二 事業所は、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。
 - 三 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名 称 第二長寿園デイサービスセンター
 - 二 所在地 石川県鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地3

（事業所の利用定員）

- 第 4 条 事業所の利用者定員は、次のとおりとする。
- | | |
|------------------------|-----|
| ①通所介護
（介護予防型通所サービス） | 27名 |
| ②基準緩和型通所サービス | 3名 |

(従業者の職種、定数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する従業者、定数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、業務遂行のため、必要な指揮命令を行うものとする。
また他の職種の兼務も可能とする。

二 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護（指定介護予防通所介護）の利用の申し込みに係る調整、介護職員に対する技術指導、通所介護計画の作成等を行う。

三 看護職員 1 名以上

看護職員は、事業の提供にあたる。

四 介護職員 4 名以上

介護職員は、利用者の心身状況を把握の上、事業の介護にあたる。

五 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者の機能向上を目的として個別的に機能訓練計画（介護予防にあっては運動器機能向上計画）を作成し、利用者の心身の状態の維持又は向上に努める。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は年間 3 6 5 日営業とする

二 営業時間 午前8時15分から午後5時15分まで

三 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分まで

(事業の内容及び利用料等)

第 7 条 通所介護の内容は次のとおりとする。

一 (予防) 通所介護（通所型サービス）計画の作成

二 健康状態の確認

三 生活相談

四 休養、生きがい

五 介護方法の指導

六 送迎

七 入浴介助サービス

八 機能訓練サービス

九 栄養改善サービス

十 口腔機能向上サービス

十一 食事サービス

(利用料等)

第 8 条 事業所の利用料は次のとおりとする。

事業所の利用料等は、介護報酬の告示上の額並びに、珠洲市・能登町 介護予防・日常生活総合支援実施要項記載の額とする。

但し、食費については、1回700円を徴収する。

- 2 その他、通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書は交付する。
- 4 事業所のサービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、能登町、珠洲市とする。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は指定通所介護（指定予防通所事業）の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護（指定予防通所事業）従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（災害対策）

第11条 防災対策として自衛消防隊を設置し、火災その他事故発生時、被害を最小限にとどめるよう努める。

- 2 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を確保し、消防計画等災害防御マニュアルにより、非常災害に関する具体的な通報・連携体制について定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

- 4 その他防災については、社会福祉法人長寿会防災管理規程によるものとする。

(苦情処理)

- 第12条 サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受けるための窓口を設置し、苦情を受けた場合その内容を記録するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、サービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は市町職員から質問若しくは照会に応じ、利用者から苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに市町からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合指導又は助言に従って必要な改善を行い、求めがあった場合は報告する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 サービス提供時に利用者が病状の急変や緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は市町、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、その処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第17条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(身体拘束)

- 第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を就業規則に定め周知するものとする。
 - 4 事業所は、適切な指定通所介護（指定予防通所事業）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、指定通所介護（指定予防通所事業）に関する記録を整備し、サービス完結の日から5年間保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長寿会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年10月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

(平成25年2月19日規定第2号)

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

(平成25年3月31日規定第3号)

この規程は、平成27年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

(平成30年9月28日規定第2号)

この規程は、令和 元年10月1日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 5年10月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 5月1日から施行する。

但し、第15条及び第16条、第18条については、令和6年4月1日から適用する。